

国立研究開発法人海上技術安全研究所請負研究取扱規程

〔平成16年3月11日〕
研究所規程第179号

改正 平成16年 5月27日研究所規程第182号
改正 平成17年 6月30日研究所規程第200号
改正 平成18年 3月31日研究所規程第212号
改正 平成19年 3月30日研究所規程第299号
改正 平成21年 8月19日研究所規程第402号
改正 平成23年12月22日研究所規程第450号
改正 平成24年 3月30日研究所規程第491号
改正 平成25年 3月28日研究所規程第531号
改正 平成25年 9月30日研究所規程第552号
改正 平成26年 3月31日研究所規程第598号
改正 平成27年 3月31日研究所規程第699号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人海上技術安全研究所（以下「研究所」という。）が、国、地方自治体、企業等からの委託を受けて実施する調査、研究及び開発であって、精算を要する契約形態を採らないもの（以下「請負研究」という。）について必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(請負研究の要件)

第2条 研究所は、研究所外の者から請負研究の依頼に応じることができる。

(依頼書の提出)

第3条 請負研究の依頼を行おうとする者（以下「依頼者」という。）は、別に定める国立研究開発法人海上技術安全研究所請負研究実施要領（平成16年企企第7号。以下「請負研究実施要領」という。）の様式による依頼書を理事長に提出するものとする。

(請負の可否)

第4条 依頼書の提出があったときは、理事長は、研究所が行う業務を勘案し、依頼者が第8条に定める請負費を支払う能力を有していることを確認の上、当該依頼に応ずる可否かを決定し、依頼者に遅滞なくその旨を通知するものとする。

(実施計画)

第5条 理事長は、前条により依頼に応じる旨の決定をしたときは、当該請負研究を担当する研究者を指名するものとする。

2 前項により指名を受けた研究者の属する系等の系長、海難事故解析センター長、国際連携センター長及びプロジェクトチームリーダーは、遅滞なく請負研究の実施計画を作成するものとする。

3 前項の実施計画には、次の事項について定めるものとする。

(1) 件名

(2) 内容及び規模

- (3) 実施期間
- (4) 実施場所
- (5) 請負研究に要する経費
- (6) 実施者名
- (契約)

第6条 研究所は、請負研究の実施に当たって依頼者と請負研究に関する契約（以下「請負研究契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の請負研究契約には、次の事項について定めるものとする。ただし、請負研究を実施するために必要な経費の額（以下「請負費」という。）が少額で、かつ、特許権、実用新案権及び意匠権の帰属の問題が生じるおそれのない契約については、第9号の事項について定めないことができるものとする。

- (1) 件名
- (2) 内容
- (3) 契約期間
- (4) 実施場所
- (5) 請負費及びその受取りの方法
- (6) 請負費が適正に支払われないときの措置
- (7) 契約の変更及び解約の条件
- (8) 成果の報告及び発表の方法
- (9) 請負研究の実施の結果得られた特許権、実用新案権及び意匠権の帰属並びにその実施方法
- (期間)

第7条 請負研究の実施期間は、研究遂行に必要な合理的な期間とする。

(請負費の算定)

第8条 請負費は、別表に定める請負費積算基準に基づき算定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する請負研究は、直接人件費、技術経費、その他経費に係る設備等使用料、光熱水料の一部又は全部を計上しないことができるものとする。

(1) 国（国から委託等を受け、その一部を外注するものを含む。）又は公的機関からの請負研究で、船舶の安全、環境保全に関する基準の作成その他政策意義の非常に高い事業又は船舶若しくは海洋開発に係る基盤的研究等公益性の高い事業に関する請負研究であって、発注元の経費に係る内規・運用及び当該研究の必要性を考慮して、理事長がやむを得ないと認めるもの

(2) 研究所の発意により実施することが決まる競争的資金等に係る請負研究であって、発注元の経費に係る内規・運用を考慮して理事長がやむを得ないと認めるもの

(請負費の受取り)

第9条 研究所は、原則として成果の報告後、遅滞なく依頼者より請負研究契約に定める額の金銭の支払を受けるものとする。

(秘密の保持)

第9条の2 研究所は、請負研究において依頼者から知り得た一切の情報を秘密情報として他の情報と明確に区別して取り扱い、依頼者の書面による事前の同意なしに、それら

を第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものにあつては、この限りでない。

- (1) 既に公知であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (3) 依頼者から当該情報を入手した時点で既に保有していたもの
- (4) 依頼者から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが立証できるもの
- (5) 他の規程等に別段の定めがあるもの

2 研究所は、依頼者から契約の中で、より厳重な情報管理が求められた場合には、追加措置として、当該情報にアクセスできる人を最小人数に制限し、その他の者が当該情報にアクセスできないよう適切な措置、その他必要な措置を講じなければならない。

(成果の発表)

第10条 理事長は、請負研究の結果について依頼者の同意を得て、これを公表することができるものとする。

(発明等の取扱い)

第11条 第6条第2項第9号でいう特許権、実用新案権及び意匠権の帰属並びにその実施方法の取扱いについては、国立研究開発法人海上技術安全研究所共同研究並びに委託研究、受託研究及び請負研究に係る発明等取扱規程(平成13年研究所規程第57号)に定めるところによる。

(請負研究に関する事務手続等)

第12条 この規程に定めるもののほか、請負研究実施要領に基づき必要な手続を行うものとする。

(適用除外)

第13条 研究所は、特別な事情によりこの規程により難しい場合については、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年5月27日規程第182号)

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成17年6月30日規程第200号)

この規程は、平成17年6月30日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規程第212号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規程第299号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月19日規程第402号)

この規程は、平成21年8月20日から施行する。

附 則(平成23年12月22日規程第450号)

この規程は、平成23年12月22日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第491号）
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規程第531号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日規程第552号）
この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規程第598号）
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第699号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表 請負費積算基準（第8条関係）

請負費の額は、次の各項目毎に積算して得た額の合計額とする。

1 直接人件費

（イ）1人1日当たりの単価に予定労働時日数を乗じた額とする。ただし、1日に満たないときは、1日に繰り上げる。

（ロ）単価は理事長が別に定める。

2 技術経費及びその他原価

技術経費及びその他原価は、研究所における技術能力の高度化等に要する経費及び直接経費で直接人件費に120%を乗じて得た額とする。

3 直接経費

第2項で算出したその他原価（原則として直接人件費の80%）以上に直接経費が必要な場合等、直接経費を個別に計上する必要がある場合は、（1）～（4）の方法により算出する。

（1）旅費

当該請負研究を実施するに当たって、直接必要と見込まれる旅費を国立研究開発法人海上技術安全研究所旅費規程（平成13年研究所規程第33号）に基づき算出した額とする。

（2）物品費

当該請負研究の実施に当たって必要となる機械器具装置及び特殊機材並びに特殊研究用消耗品の見込額とする。

（3）外注費

当該請負研究を実施するために直接必要と見込まれる経費で、第三者に委託する、又は請け負わせるもの（運搬費、手数料等を除く。）とする。

（4）その他経費

当該請負研究を実施するために直接必要と見込まれる経費で、1及び3（1）から（3）までに含まれないものの算出については、国立研究開発法人海上技術安全研究所受託研究取扱規程（平成13年研究所規程第54号）によるものとする。

4 一般管理費

国及び国に準ずる機関（以下「国等」という。）からの依頼の場合は、直接経費（再委託費を除く。）の合計額の10%相当額を計上する。ただし、依頼された国等で別に定めのある場合は、当該規定に従うものとする。

5 間接費

国等以外からの依頼の場合は、研究所の間接費として、当該請負研究業務遂行のため支出すると料される経費及び研究開発環境の改善又は所全体の機能の向上に活用する経費として標準額は、1、2及び3の項目の合計額の30%相当額を計上する。

6 端数処理

国等以外からの依頼の場合は、計上については、1,000円未満を切り上げ、1,000円単位とする。

- 7 消費税及び地方消費税に相当する額
- 8 その他、この基準により難しい場合は、別に協議して決定することができるものとする。